# 近畿大学土木会規約

(昭和35年6月1日制定) (平成4年6月20日改正) (平成15年2月7日改正) (平成27年10月30日改正) (平成29年10月14日改正) (令和4年10月15日改正)

# 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は近畿大学土木会と称し、本部を近畿大学理工学部社会環境工学科内に 置く。
- 第 2 条 本会は近畿大学理工学部社会環境工学科(旧土木工学科)教員、近畿大学理工学部土木工学科、社会環境工学科、大阪専門学校卒業者、学科を構成している在校生及び研究室の大学院単位修得者を以って組織する。

### 第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 本会は土木工学の発展に寄与し、併せて会員相互の親睦と学園の宣揚を期するを 以って目的とする。
- 第 4 条 本会は第3条の目的達成のため次の事業を行う。
  - 1. 研究会・交流会などの開催
  - 2. 機関紙及び会員名簿の刊行
  - 3. その他目的達成に必要な事項

### 第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会会員は、正会員、特別会員、学生会員及び賛助会員とする。
  - 1. 正会員は、近畿大学理工学部社会環境工学科、土木工学科、大阪専門学校卒業者及び学科を構成している研究室の大学院単位修得者とする。
  - 2. 特別会員は近畿大学理工学部社会環境工学科専任教員とする。 但し、学科長は本会の相談役とする。
  - 3. 学生会員は近畿大学社会環境工学科に在籍する学生とする。
  - 4. 賛助会員は本会の目的に賛同し、役員会によって承認された者とする。
- 第 6 条 正会員、学生会員及び賛助会員は入会金の納入を以って会員とする。

#### 第 4 章 役 員

- 第7条 本会は次の役員を置く。
  - 1. 会長 1名 2. 副会長 3~5名 3. 会計 2名
  - 4. 書記 1名 5. 常任幹事 若干名 6. 幹事 第8条に定める。
- 第8条 本会長及び副会長は会員の中から役員会で選出する。会長は本会の代表者であり会務を統括し、副会長は会長を補佐する。

常任幹事は、幹事の中から役員会で選出し、三役の補佐を行う。

幹事は、会員の中から役員会で選出し会務を処理する。

各役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

#### 第 5 章 会議及び総会

- 第 9 条 会議は、執行部会及び役員会とし、必要に応じ会長が召集し開催する。
- 第10条 執行部会は、会長、副会長、会計及び書記及び常任幹事により構成する。
- 第11条 役員会は第7条の役員により構成され、本会の最高議決機関であり、役員の2分の 1以上の出席を以って成立する。
- 第12条 総会は、本会の目的達成のために必要に応じて会長が召集する。

#### 第 6 章 機 構

第13条 本会は、本部の下に各支部を置く事が出来る。各支部は、職場班等を以って構成されたものとする。

# 第 7 章 会計及び事業年度

- 第14条 本会の諸経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもつてこれに充てる。
- 第15条 会計監査は正会員の中から役員会で2名選出し、その任にあたる。
- 第16条 本会の会計及び事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 第17条 本会の会計は、年度毎に会計監査を受けるものとし、役員会開催時に報告する。

### 第 8 章 補 則

- 第18条 本会は、会長の推薦により執行部会の承認を得て、顧問を置くことが出来る。 顧問は、各会議に参加することが出来る。但し、顧問は、議決権を有しない。
- 第19条 近畿大学土木会会長は、近畿大学理工学部社会環境工学科学科長と連携を蜜にして、 社会環境工学科及び近畿大学土木会の発展に寄与するものとする。
- 第20条 規約の改廃は、役員会にて審議し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- 第21条 学生会員は、近畿大学理工学部社会環境工学科を卒業したと同時に正会員とする。